

公布された条例のあらまし

◇奈良県移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の一部を
改正する条例

1 条文の整備

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の改正に伴い、同
令の条項を引用する条文の整備を行うこととした。

2 施行期日

令和七年六月一日から施行することとした。